第三十九条の六十九第三項第十号を削り、同項第十一号中「又は第十四項」及び「又は第四十七条の二」を削り、同号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十六　平成二十八年改正法附則第九十二条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十八条の規定

第三十九条の七十一第一項第一号を削り、同項第二号中「又は第十四項」及び「又は第六十八条の三十五」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第百十五条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四又は第六十八条の三十六の規定

第三十九条の七十二第二項中「他の法人」の下に「及び外国政府」を加え、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第六項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第六十八条の四十三第四項第五号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する海外投資等損失準備金の金額に同号の資本の払戻しに係る法人税法施行令第百十九条の九第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

第三十九条の七十五から第三十九条の八十まで　削除

第三十九条の七十五から第三十九条の八十まで

第三十九条の八十三第十三項第二号ロ中「百分の六十」を「百分の四十五」に改め、同号ニ中「百分の七十五」を「百分の六十」に改め、同条第十七項中「に規定する分割」を「の分割」に改め、同条第十八項に後段として次のように加える。

この場合において、前項中「第六十八条の五十五第十六項の分割」とあるのは、「第六十八条の五十五第十七項の現物出資」と読み替えるものとする。

第三十九条の八十三第十九項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「百分の六十」を「百分の四十五」に、「百分の七十五」を「百分の六十」に改め、同条第二十項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第三十九条の八十八第八項中「会社をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「という。）が」の下に「当該連結親法人若しくはその連結子法人又は当該他の会社から」を加え、同条第九項第一号中「同じ。）から」の下に「出資を受けている金額及び当該国内鉱業者等から出資を受けた他の法人からその出資を受けた金銭を原資として」を加え、「、次号及び第十三項」を「及び次号」に、「の百分の二十に」を「ロに規定する法人にあつては、長期の資金の貸付けを受けている金額。以下この号において同じ。）の百分の二十に」に、「いう。）」を「いう。以下この号において同じ。）から出資を受けている金額並びに当該国内鉱業者等から出資を受けた他の法人及び共同出資法人」に改め、同項第四号中「役員」の下に「が派遣され、又は当該国内鉱業者等の重要な使用人が業務を執行する役員として派遣されていること」を、「技術者」の下に「（重要な使用人を除く。）」を加え、同条第十三項中「又は長期の資金の貸付け」を削り、同条第十五項中「、当該分割」を「、同条第十一項の適格分割」に、「分割に」を「適格分割に」に改め、同条第十六項に後段として次のように加える。

この場合において、前項中「同条第十一項の適格分割」とあるのは「同条第十二項の適格現物出資」と、「適格分割に」とあるのは「適格現物出資に」と読み替えるものとする。

第三十九条の八十八第十七項を削り、同条第十八項を同条第十七項とする。

第三十九条の八十九第一項中「金額は、」の下に「当該連結親法人又はその連結子法人の」を、「控除した金額」の下に「から第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える部分の金額を控除した金額」を加え、同項に次の各号を加える。

一　法人税法第八十一条の九第一項ただし書の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる連結欠損金額に係る同条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額

二　法人税法第八十一条の九第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額

第三十九条の九十第七項中「第六十八条の六十三の二第一項及び第五項」を「第六十八条の六十三の二第一項」に、「の規定を」を「並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定を」に改め、同条第八項中「第八十一条の三第一項の規定により同法」を削り、同条第十三項中「金額は」を「金額は、」に改める。

第三章第十四節の二の節名を次のように改める。

第十四節の二　国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例

第三十九条の九十の二第一項を次のように改める。

法第六十八条の六十三の二第一項に規定する政令で定める場合は、同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内において法第六十八条の六十三の二第一項に規定する特定事業（以下この条において「特定事業」という。）を行つていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から当該被合併法人の設立の日以後五年を経過する日までの期間その他の財務省令で定める期間とする。

第三十九条の九十の二第二項を削り、同条第三項中「指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域法第二十七条の三に規定する法人」に、「前項に規定する事業（第五項において「特定事業」という。）」を「特定事業」に改め、同項を同条二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定を適用する場合において、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうちに法人税法第二十二条第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用で特定事業に係る連結所得を生ずべき業務と当該特定事業に係る連結所得以外の連結所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額（以下この項において「共通費用の額」という。）があるときは、当該共通費用の額は、収入金額、資産の価額その他の基準のうち当該連結親法人又はその連結子法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により特定事業に係る連結所得及び当該特定事業に係る連結所得以外の連結所得の金額の計算上の損金の額として配分するものとする。

第三十九条の九十の二第四項中「前項」を「第二項」に、「第六十八条の六十三の二第一項及び第五項」を「第六十八条の六十三の二第一項」に、「の規定を」を「並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定を」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「又は第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「の第五項」を「の前項」に改め、「とし、当該連結親法人又はその連結子法人の前項の規定により計算した金額は、同号イに規定する個別所得金額に含まれないもの」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「又は第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「とし、第六項の規定により計算した金額は、同条第一項に規定する個別帰属益金額に含まれるもの」を削り、同項を同条第七項とする。